平成２４年（行ウ）第１５号東海第二原子力発電所運転差止等請求事件
原告　大石　光伸　外２６５名
被告　国　　　　　外１名

準　備　書　面

（被害論準備書面（３））

２０１４年（平成２６年）２月１３日

水戸地方裁判所　民事第２部　御中

原告ら訴訟代理人
弁護士　河　合　弘　之
外

１　はじめに

(1)　被告日本原電の安全性についての見解

被告日本原電は、原告らが提出した平成２５年４月１８日付求釈明申立書に対し、同年６月２７日、次のように回答した。

「原発の運転において、福島第一原発事故と同等もしくはそれ以上の事故が絶対に発生しないこと」が要求されている」（略）被告日本原電は、この主張を争うものである。」

原告らは、被告日本原電がこのような回答をしたことについて、現在も避難生活を続ける福島第一原発事故被災者とともに深い悲しみと怒りを共有する。同時に、福島第一原発事故とそれによる被害について、こうした認否をする程度の認識しかない事業者が東海第二原発を

運転していることに改めて驚きを覚える。

上記回答からうかがえる被告日本原電の安全性の認識は、「福島第一原発事故と同等の事故が発生しても良い」という程度のものである。その程度の認識に基づいた対策しかとられないのであれば、東海第二原発の周辺住民は、強い不安を禁じ得ない。また、上記回答は、ひとたび過酷事故が起きた場合に賠償する目途があって主張されているものでないから（原告らの平成２５年６月２７日付準備書面（２））、被告日本原電の無責任さにはあきれるほかない。

(2)　福島第一原発事故を繰り返さないための安全性を

原告らは、福島第一原発事故と同等もしくはそれ以上の事故は絶対に起こしてはならないし、原発にはそのための安全性が求められるものと考える。

これまで主張してきたとおり、原発事故は、広範性、継続性、深刻性、全面性、回復不能性といった特徴があり、福島第一原発事故の被害はそうした特徴を如実に示した。原告らはこの点について被告日本原電の認識を改めるためにも、必要十分な主張・立証を行っていくものである。

本書面は、そうした被害論各論として、まず農業被害を取り上げる。

２　福島第一原発による農業被害

福島第一原発事故は、日本列島の広い範囲に放射性物質をまきちらし、国土を汚染した。その放出量は、「ヨウ素に換算して３７万～９０万テラベクレル（テラは１兆）」ということであり（原子力災害対策本部「原子力安全に関するＩＡＥＡ閣僚会議に対する日本国政府の報告書－東京電力福島原子力発電所の事故について－」（平成２３年６月）より）、放射性セシウムで比較すると広島型原爆の１６８．５倍の放射

性物質が放出されたと推定されているところである。

こうした大量の放射性物質は、下記の図からもわかるとおり、主に東日本の広い地域を汚染した。

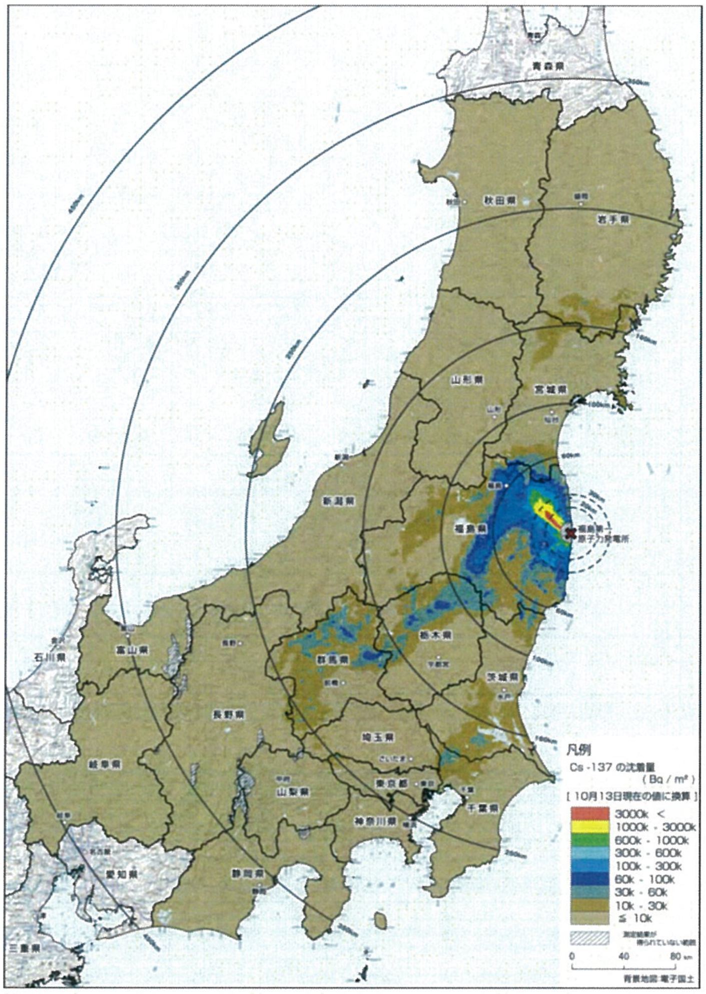

文部科学省がこれまでに測定してきた範囲（改訂版）及び岩手県、静岡県、長野県、山梨県、岐阜県、及び富山県内の地表面へのセシウム 137 の沈着量（平成２３年１１月１１日文部科学省公表）

3　福島県の汚染と被害

(1)　土壌の汚染と損害

次頁の図は、平成２４年３月２３日に農林水産省が公表した福島県の農地土壌放射性物質濃度分布図である。

福島県　農地土壌の放射性物質濃度分布図

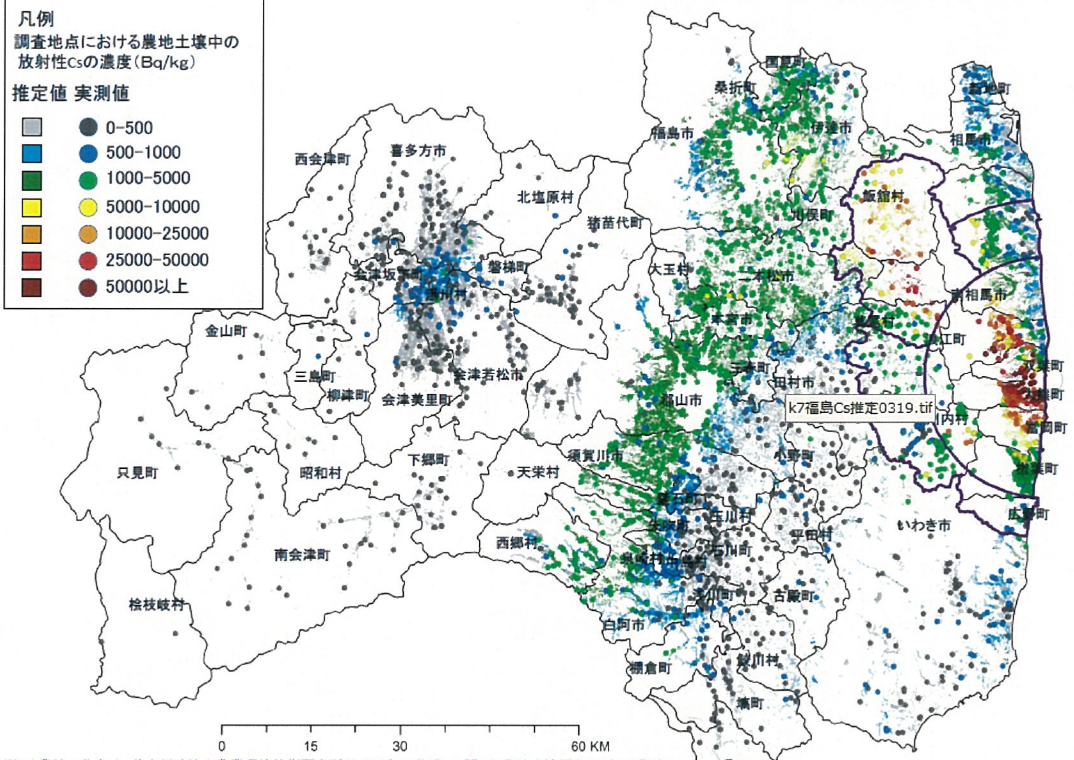

（注1）農地の分布は、独立行政法人農業環境技術研究所が2010年に作成・公開した農地土壌図（2001年の農地の分布状況を反映）から作成
（注2）推定値は、航空機による空間線量率の測定結果等を参考に試算した推計に基づくものであり、一定の誤差を含んでいます。

これをみると、グレー以外の色でプロットされた地点は全て５００Bq/Kg以上のセシウム濃度であり、農林水産省が設定する肥料・土地改良資材・培土の暫定許容値（４００Bq/Kg）をいずれも超えていることがわかる。福島県内のほぼ全域がこのような汚染を受けているのである。

福島県の農産物の出荷制限は極めて多数の品目に及んできた。列挙すると、原乳、非結球性葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）、結球性葉菜類（キャベツ等）、アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）、カブ、原木しいたけ（露地栽培及び施設栽培のもの）、原木ナメコ（露地栽培）、キノコ（野生のもの）、たけのこ、わさび（畑において栽培されたもの）、くさそてつ（こごみ）、こしあぶら、ぜんまい、うわばみそう（野生のもの）、たらのめ（野生のもの）、ふき（野生のもの）、ふきのとう（野生のもの）、わらび、

ウメ、ユズ、キウイフルーツ、小豆、大豆、米に及ぶ。

平成２５年１２月１８日現在も、出荷制限が解除された地域は存在するが、上記品目は福島県内のいずれかの地域で出荷制限を受けている状況で、品目数が減少しているなどの事情はない。

このような状況下、福島県内ＪＡや県酪農協など３６団体でつくる「ＪＡグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策協議会」は、平成２３年５月以降、第２８次までの請求を行い、その合計請求額は１５８０億２７００万円、受取額は１３４９億２９００万円という巨額にのぼっている。

(2)　個々の農家の被った被害

このような多額の賠償の裏には、幾多の農家の悲嘆と苦悩があることはいうまでもない。

ア　大玉村の鈴木博之さんのケース（甲Ｆ２）

福島第１原発から５８ｋｍの福島県大玉村に居住していた農家６代目の鈴木博之さん（以下、「鈴木さん」という）もそうした農家の１人である。耕地面積は約１０万㎡で、主に、稲作を営んできた。

２００８年８月以降、鈴木さんは「認定農業者」（農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が自ら作成する農業経営改善計画（5 年後の経営目標）を、市町村が基本構想に照らして認定し、その計画達成に向けて様々な支援措置を講じていこうとする制度）となり、国などから支援を受けながら、効率的・安定的な農業経営（米加工業への展開も予定）を行うよう努めてきたところであった。福島第一原発事故は、そのような最中に起こった。

原発事故により、米（玄米・精米）及び米加工製品（団子）の売上が低迷するようになった（２０１０年度総売上は約３７００万円、２０１１年度は約２７００万円、２０１２年度は約２３５０万円）。

精米販売は、玄米販売の約２倍の価格で売却できたが、精米販売先の主婦等一般顧客の注文は激減。業者は、玄米で購入かつ安い金額で買い叩かれるようになったのである。

本件事故以前には大規模病院から注文があったが、事故後にはその取引も停止となった。

鈴木氏さんは、米加工製品として酒造販売業の免許も取得し、仕込み済みであったが、これも今後の販売の見通しが一切立たなくなったため、１度も販売に至ることなく中止に追い込まれることとなった。

農地は福島県の中通りにあるにもかかわらず､その一部からは、事故から半年後も放射性セシウム（１３４、１３７）１万６２００Bq／kgが検出された（なお、５０００Bq／kg以上の農地が作付制限対象地）。

農地の除染作業を自ら行わなければならず、東京電力に除染作業を要求しても､東京電力は｢法律上国が行うことになっている」と主張し、全く応じず、悔しい思いをしている。

汚染農地を扱うため、農作業の際いわゆる低線量被ばくの可能性が高く、次の世代（娘）に現在の農地・農業を託すことがとても難しく、苦悩・不安の毎日を送っているのである。

イ　山木屋菅野洋綱さんのケース（甲Ｆ３）

伊達郡川俣町大字山木屋で酪農を営んでいた菅野洋綱さん（以下、

「菅野さん」という。）も、福島第一原発事故によって、一切を失った１人である。

菅野さんは、酪農業は２代目で、先代から通算で約４０年間酪農業を営んできた方で、福島第一原発事故直前には４０頭ほどの乳牛を飼育していた。

菅野牧場で家族同様に飼育されていた牛も全て処分された

菅野さん夫婦は、既に７０歳前後という年齢でありながら、それまで病気といった病気をすることがなかった。それというのも、飼育している乳牛の乳を飲んで生活していたからだというのが菅野さん夫婦の持論である。実際に、避難生活を開始して市販の牛乳を飲んだりして生活を始めて以降、高血圧症などの持病を抱えるようになった。

菅野さん一家には、福島第一原発事故後、他の山木屋に暮らしていた家庭と同様、停電などの事情もあり、同事故に関する情報がほとんど得られなかった。そうした中、防護服など全身白づくめの３人の男性の突然の訪問を受け、牛乳の提出を求められ、さらにその

牛乳から放射能が検出されたことを知らされるなど極めて大きな精神的衝撃を受けた。

避難指示が遅れたことは、就学前の孫を抱えていた菅野さんにとっては将来に向けての大きな不安材料である。

菅野さんは、約４０頭いた乳牛を処分するとき、牛がトラックの荷台に乗ってくれず、４回くらいに分けて運搬したりするなど苦労を強いられた。それは、単に肉体的な労苦というにとどまらず、それまで愛着を持って飼育してきた乳牛を安い値段で売却し手放すという痛恨の経験であった。

ウ　葛尾村の豚舎（甲Ｆ４）

原告ら訴訟代理人弁護士大橋正典は、昨年１１月に葛尾村を訪問し、かつて同村の養豚場経営者であった人物の許可を得て、同村で避難のためやむを得ず手つかずとなった豚舎の撮影をする機会を得た。下記はそのとき撮影することのできた写真である。

大橋代理人は、「蜘蛛の巣やカビ、白骨化した豚の骨等で凄惨という他ない状態」と報告している。

4　茨城県の被害

(1)　茨城県も福島県ほどではないにせよ、福島第一原発事故により全県的に農地が汚染された。

平成２４年３月２３日に農林水産省が公表した福島県の農地土壌放射性物質濃度分布図によれば、県南の千葉・埼玉との県境そばにまで５００から１０００Bq/Kgの土壌汚染地域がひろがっており、やはり全県的に汚染されたことがわかる。

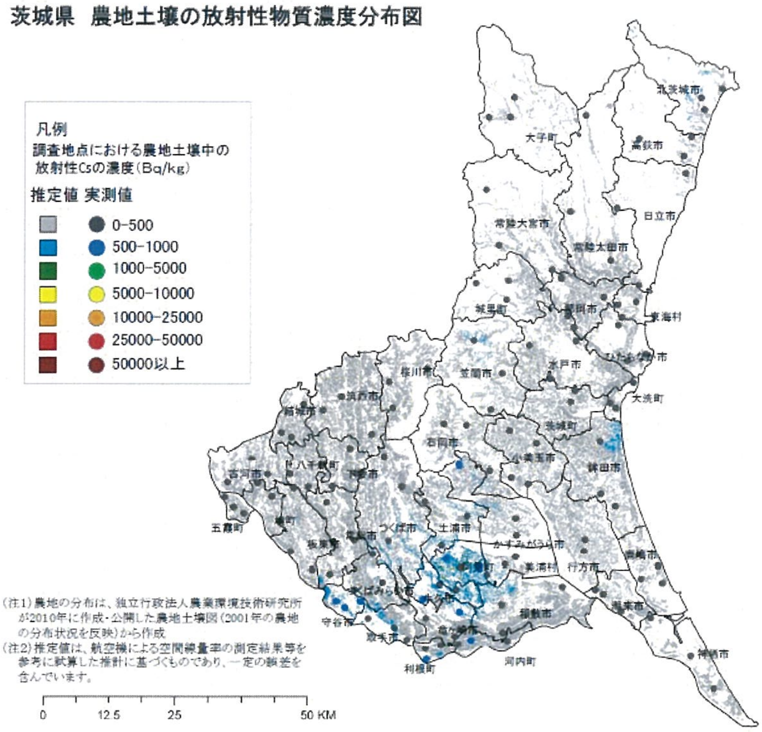

このような汚染によって、多大な経済的被害も被った。

事故直後、JA 茨城県中央会の試算では、出荷減による農家の被害は、県内で１日３億円との報道もあったようである。

茨城県では、農業被害についてはＪＡグループ茨城と行政（茨城県および４４市町村）が一体となって取り組むこととし、４月２５日に「東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策茨城県協議会」を設置した。同協議会は、２０１１年末まででみても２９７億円の請求を行い、それに対する２９２億円の損害賠償金の支払を受けたとのことである。

(2)　こうした数字が被害のごく一部であることについては多言を要しない。

かすみがうら市において長年専業農家を営んできた山内勝巳さん（以下、「山内さん」という。）もやはり原発事故の被害者である（甲

Ｆ５）。山内さんが主に栽培していたのは、春菊、ほうれん草等であったが、事故前の年収は、１億円を超えることもある大規模農家であった。

しかし、原発事故により、ホウレンソウが出荷停止となり、５６００キログラムを廃棄処分せざるを得なかった。

廃棄に伴う損害については、東京電力より金２０００万円強の賠償を受けたが、山内さんは、平成２３年度における事故後のホウレンソウの作付けを断念した。出荷制限が解除されても、風評被害等により著しい価格下落を被ることが当然のように想定されたためである。本来であれば、事故後も３回の作付けを予定しており、その期待所得額は、７７００万円余であったにも関わらず、実際に価格下落をみることなく作付けを断念するというのは苦渋の決断であり、山内さんは文字通り身を切る思いをしたものである。

山内さんは、このほかにも東京において、自己の栽培した野菜の産地直売を行っていたが、原発事故後は、この直売事業も実施できなくなった。

しかし、上記のような作付け断念に伴う損失についてすら、東電は直接請求に応じず、原発ＡＤＲの提起を実施してもその態度は変わらず、やむなく、訴訟提起を余儀なくされている。

５　経済的観点からは汲みつくせない共有財産の喪失

(1)　有機農業については一層被害は深刻だということができる。

有機農業とは、輪作、緑肥、堆肥、微生物疾病制御といった手法を利用して、土壌生産効率を維持し、病気を回避する、農業の方法である。有機農法、有機栽培、オーガニック農法などとも呼ばれる。

有機農業は、一般の農業と異なり、肥やしとして堆肥、厩肥、ボカシ（有機肥料を微生物によって発酵させてつくる肥料）を主に使い、

山から落ち葉を拾い集め、米糠や水などを加え自然発酵させる

農薬や化学肥料は用いない。農薬と化学肥料は栽培環境を破壊し作物の健全性を損なうからで、健康な作物生産は良質な堆肥などの有機質肥料を用いることにより維持できるとの考えからである。

よって、有機農業の実践としては、堆肥などの有機質肥料を用い、土壌を改良していくことが重要である。有機質肥料は微生物（好気性菌、嫌気性菌）の作用を受け、さらに分解が進み、土中で作物残渣や動物の遺体などを含めて「腐植」という物質に変化していく。この腐植が年々蓄積していくと土壌は茶から暗褐色へと色の変化をみせ、土壌は団粒化が進み、保肥力、通気性、通水性、排水性、保水性を増すだけでなく、土壌浸食を起こしにくくなる。

このように、有機農業は長年にわたって腐植を蓄積するなどして、作物に最適な環境を作り上げていく営みによって成り立っている。有機農業は、化学肥料などを使用しない農業の本来の姿を維持した、い

わば農業の中の農業ということができる。

しかし、福島第一原発事故は、そうした有機農業にたずさわる農家の努力を一瞬に破壊した。

(2)　有機農業の具体例として、茨城県石岡市魚住農園のケースを紹介する（甲Ｆ６）。

茨城県は、前記のとおり福島県に比較すると、相対的には放射性物質による土壌汚染は軽度にとどまった県であるが、原告魚住道郎が経営する茨城県石岡市の魚住農園は甚大な被害を被った。

魚住農園は、セシウム１３７については５２～１３１Bq/Kg、セシウム１３４については３７．６～１２５Bq/Kgという数値の土壌汚染を被った。若い妊婦さんや幼稚園児を持つ若いお母さんなどは、魚住農園からの野菜の購入を全面的に中止してしまい、その数は３０世帯くらいにも上った。

自然発酵を繰り返す堆肥・・・切り返すと発酵熱で湯気が出る

魚住農園では、山のきれいな落ち葉などを腐熟させ腐植を蓄積してきたが、そもそも山の落ち葉が「きれいな」ものであることを前提としていた。それが放射性物質で汚染されてしまったため、放射能汚染が命の循環のサイクルに入り込んでしまったのである。

原告魚住は、放射能汚染を腐植により低減することができるのではないかという創意と努力を継続しているが、多くの有機農業従事者が深い失望と落胆を経験したのは当然のことであった。

(3)　このように論じてみると、原発事故による農業被害といっても、決して経済的損害として法的に請求できるような被害ばかりではなく、むしろ経済的には回復できない営みや関係性の方が貴重であり、そうした財産の喪失こそに着目がされなければならない。

原告大石光伸が副理事長を務める常総生活協同組合に牛乳を提供してきた「山木屋みちのくグリーン牧場」も、そうした意味での壊滅的な被害を受けた事例である（甲Ｆ７）。

同牧場は、飯舘村と浪江町に接する阿武隈山系の峠にある山を、３０年前、ヨーロッパの酪農を学んで帰国した酪農家の高橋さんという方が開拓した牧場であった。牛を放ち牛の蹄で山を耕す「蹄耕法」草をはみ糞を土に返し土作りを

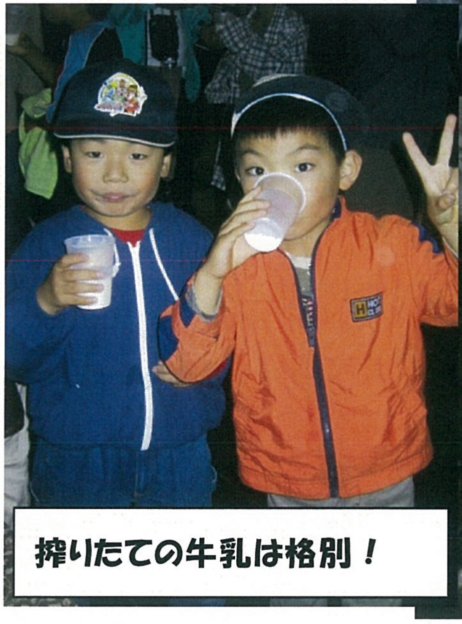
搾りたての牛乳は格別！

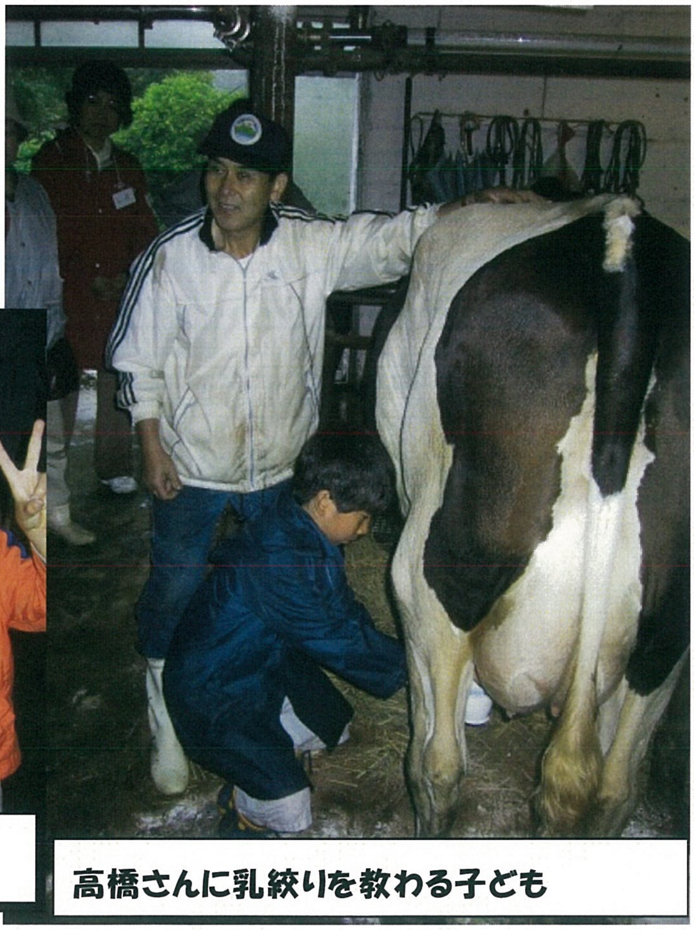
高橋さんに乳絞りを教わる子ども

する、そうした循環型農業の理想を追求する形で始まった酪農業であった。

同牧場で採乳され瓶詰めされた牛乳は、生協の多数の組合員とその家族に愛飲され､多くの子どもたちが同牧場の牛乳で育ったのである。

そればかりか、同牧場には生協の組合員がキャンプに訪れ、搾りたての生乳でバターをつくったり、山登りをしたりと自然に親しむ機会を得ることができた牧場であった。そうした意味では、同牧場は牧場主だけのものではなく、消費者との共有財産であったとすらいうことができる。

ところが、平成２３年３月、福島第一原発事故により放出された放射性物質は無慈悲にも同牧場をも襲った。

牛たちがいなくなった牧場には無機質な測定器材がおかれ、荒れ放題に

牛たちは昼夜分かたず牛舎に閉じこめられたまま、ストレスがたまり体調を崩し、次から次へと倒れた。出産直前の牛を県外の牧場に預けるような措置も、放射能のおそれから許されず、断念せざるをえなかった。牛たちの目は潤み、あるいは焦点が定まらず茫然とし、泣いているように見えたとのことである。

同年５月、同牧場が「計画的避難区域」にされた。これに伴い、同牧場では牛を全頭殺処分し、牧場を閉鎖せざるをえなくなった。牧場主は、愛情をかけて自然の営みそのものに育ててきた乳牛を、人為的に殺すという痛苦の経験をすることとなった。生協も安全で安心して飲める牛乳を失ったばかりか、組合員が自ら自然に親しむ体験を得ることができる牧場・自然環境を失うこととなった。

6　まとめ

このように、原発事故が奪ったのは経済的意味での財産だけではなく、消費者との共有財産をも奪った、農業被害を正しく評価するなら、そう表現すべきである。さらに言うならば、農業により形成される自然と人間との関係性、人間同士のつながり、人格形成の場、かけがえのない幼少期の思い出の地、そうした一切をも福島第一原発事故は奪い去ってしまったと言える。しかもそれらは東京電力がいかに誠実に賠償しても回復することが不可能であるという意味で、極めて深刻な被害なのである。

被告日本原電は、福島第一原発事故がこのような被害をもたらしたこと、そして東海第二原発でも同様の被害が起きうることを十分認識し、同様の悲劇を繰り返さないためにも運転再開を直ちに断念すべきなのである。